

ほこみち利用規約集

《目次》

第 1 条	目的	P 1
第 2 条	定義	P 1
第 3 条	対象区域	P 2
第 4 条	ほこみち利用者	P 2
第 5 条	オープンカフェ施設 （まち協が準備するカフェセット）の利用	P 2
第 6 条	オープンカフェ施設 （ほこみち利用者が自ら準備する施設）の利用	P 3
第 7 条	multi-BASE の利用	P 4
第 8 条	イベント等の実施	P 4
第 9 条	ほこみち協力金	P 5
第 1 0 条	利用の解除	P 6
第 1 1 条	損害賠償責任	P 6
第 1 2 条	その他	P 6
付 則		P 7
資 料 集		P 8

ほこみち利用規約

（目的）

- 第1条 本「ほこみち利用規約（以下、「本規約」という。）」は道路法第四十八条の二十第1項に基づき歩行者利便増進道路（以下、「ほこみち」という。）に指定された市道三宮中央通り線における、ほこみち制度の適正な運営管理方法及びその具体的な取扱いについて規定した「歩行者利便増進道路運営管理に関する協定」に基づき、ほこみちの利用方法について、定めるものである。

（定義）

- 第2条 本規約における、用語の定義は次の各号のとおりとする。
- 一 まち協 三宮中央通りまちづくり協議会のこと。ほこみちの指定に係る申請者であり、本規約第3条に示す対象区域の道路占用主体及び道路使用者となる。
 - 二 まち協会員 まち協の会員は、対象範囲の商業団体（三宮一番街商店会、三宮新道三新会、大丸前中央商店会、トアロード商店街東亜会協同組合）及び未組織法人会員等で構成される。
 - 三 道路管理者 道路法の適用を受ける道路（国道、県道、市町村道）等について、同法の規定に基づき道路の管理を行う者のこと。三宮中央通り線は神戸市道であり、その道路管理者は神戸市となる。
 - 四 管轄警察署 三宮中央通り線を管轄する警察署は生田警察署となる。
 - 五 まち協占用施設 道路法第三十三条第2項第3号に基づき歩行者の利便の増進に資するものとして、まち協が設置した歩行者利便増進施設のこと。道路法施行令第十六条の二に定める工作物、物件又は施設の内、まち協として以下の施設を設置する。
 - ア オープンカフェ施設（まち協が準備するカフェセット及び、本条第1項第七号に規定するほこみち利用者が自ら準備する施設）
 - イ multi-BASE（まち協が設置する改良コンテナハウスで、本条第1項第七号に規定するほこみち利用者に貸し出しを行い、ポップアップストアやイベントスペースなど、まちの賑わいづくりを演出し、まちなか拠点として活用する施設）
 - 六 ほこみちエリア 道路法第三十三条第3項に基づき道路管理者がまち協占用施設の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した利便増進誘導区域のこと。
 - 七 ほこみち利用者 本条第1項第6号に規定するほこみちエリアを、利用する、または利用しようとする団体又は個人のこと。

（対象区域）

第3条 ほこみちエリアは、別図1に定める範囲とする。

（ほこみち利用者）

第4条 ほこみち利用者は、次の各号に掲げる条件を満たしているとまち協が認定した団体又は個人とする。

- 一 地域のまちづくりに寄与するというほこみち制度の趣旨を理解している者であること
 - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する者又は団体でないこと
- 2 まち協は、ほこみち利用者が次の各号に該当する業種、商法、宣伝等を行う団体又は個人の場合には利用を許可しないものとする。
- 一 風俗、風俗関連
 - 二 消費者金融等の貸金業
 - 三 ギャンブル（パチンコや麻雀等）
 - 四 マルチ商法
 - 五 出会い系サイト
 - 六 政治宣伝（選挙運動期間は除く）
 - 七 宗教及び宗教団体
 - 八 その他、まち協でふさわしくないと判断したもの

（オープンカフェ施設（まち協が準備するカフェセット）の利用）

第5条 ほこみち利用者が、まち協占有施設であるオープンカフェ施設（まち協が準備するカフェセット）（以下、本条において「本施設」という。）の利用を希望する場合、「利用申請書【カフェセット】」（別紙1）をまち協事務局へメールで提出することとする。なお、利用申請から利用終了までの手順は、別図2（オープンカフェ施設を利用する場合の手順）のとおりとする。

- 2 ほこみち利用者から本施設の利用申請があった場合、まち協は事前審査の上、まち協役員会に諮り利用の決定を行う。この時、まち協は必要に応じてまち協役員会にほこみち利用者の出席を要請することができる。
- 3 まち協は、本条第1項の申請内容が、本規約第4条第1項に該当すると判断できる場合、利用を承認することができる。
- 4 ほこみち利用者は、前項の承認を受けた後、「オープンカフェ施設（まち協が準備するカフェセット）利用承諾書」（別紙2）をまち協に提出すると共に、本規約第9条に定めるほこみち協力金の利用開始月からの月割り分を支払うものとする。
- 5 まち協は、ほこみち利用者より前項のほこみち協力金の支払いが確認できた後に、「まち協占有施設及びほこみちエリア利用許可証」（別紙9）を発行するものとする。
- 6 本施設を利用できる者は、本規約第4条第1項及び第2項の規定に加え、まち協会員及びま

ち協会員からまち協占有施設利用の許可を得た賃借人に限る。

- 7 ほこみち利用者が本施設を設置できる範囲は、ほこみちエリア内で且つ、ほこみち利用者の店舗の間口と同等の長さまでとする。
- 8 ほこみち利用者が本施設を1年以上継続して利用する場合、本規約第9条に定めるほこみち協力金を、催告なくとも毎年7月中に、4月から3月末までの1年分一括して支払うものとする。
- 9 ほこみち利用者の事情により年の途中で本施設の利用を終了する場合、まち協はほこみち協力金の返還はできないものとする。
- 10 ほこみち利用者は、まち協占有施設及びほこみちエリア利用中の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。
- 11 ほこみち利用者は、まち協占有施設及びほこみちエリアの利用権を譲渡、及び転貸することはできない。
- 12 ほこみち利用者がまち協占有施設及びほこみちエリアの利用を中止する場合には、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び清掃に係る費用はほこみち利用者の負担とする。
- 13 道路管理者及び管轄警察署からまち協占有施設の移設または除却命令があった場合、または、大雨や台風時などの異常気象が発生する場合や社会通念上本施設の設置を差し控えるべき状況があると道路管理者及び管轄警察署が判断した場合、まち協はほこみち利用者にまち協占有施設及びほこみちエリアの利用の中止を命ずる。
- 14 前項の命令があった場合、ほこみち利用者は命令に従いまち協占有施設の撤去を行わなければならない。なお、撤去に係る費用はほこみち利用者の負担とする。

（オープンカフェ施設（ほこみち利用者が自ら準備する施設）の利用）

- 第6条 ほこみち利用者が、まち協占有施設であるオープンカフェ施設（ほこみち利用者が自ら準備する施設）（以下、本条において「本施設」という。）の利用を希望する場合、「利用申請書【オープンカフェ施設（ほこみち利用者が自ら準備する施設）】」（別紙3）をまち協事務局へメールで提出することとする。なお、利用申請から利用終了までの手順は、別図2（オープンカフェ施設を利用する場合の手順）のとおりとする。
- 2 ほこみち利用者から本施設の利用申請があった場合、まち協は事前審査の上、まち協役員会に諮り利用の決定を行う。この時、まち協は必要に応じてまち協役員会にほこみち利用者の出席を要請することができる。
 - 3 まち協は、本条第1項の申請内容が、本規約第4条第1項に該当すると判断できる場合、利用を承認することができる。
 - 4 ほこみち利用者は、前項の承認を受けた後、「オープンカフェ施設（ほこみち利用者が自ら準備する施設）利用承諾書」（別紙4）をまち協に提出すると共に、本規約第9条に定めるほこみち協力金の利用開始月からの月割り分を支払うものとする。
 - 5 まち協は、ほこみち利用者より前項のほこみち協力金の支払いが確認できた後に、「まち協占有施設及びほこみちエリア利用許可証」（別紙9）を発行するものとする。
 - 6 ほこみち利用者が本施設の利用を希望する場合、管轄警察署への道路使用許可申請等の必要な手続きについては、ほこみち利用者が実施するものとする。

- 7 本施設を利用できる者は、本規約第4条第1項及び第2項の規定に加え、まち協会員及びまち協会員からまち協占有施設利用の許可を得た賃借人に限る。
- 8 ほこみち利用者が本施設を設置できる範囲は、ほこみちエリア内で且つ、ほこみち利用者の店舗の間口と同等の長さまでとする。
- 9 ほこみち利用者が本施設を1年以上継続して利用する場合、本規約第9条に定めるほこみち協力金を、催告なくとも毎年7月中に、4月から3月末までの1年分一括して支払うものとする。
- 10 ほこみち利用者の事情により年の途中で本施設の利用を終了する場合、まち協はほこみち協力金の返還はできないものとする。
- 11 本規約第5条第10項から第14項の規定は、本条においても適用するものとする。

(multi-BASE の利用)

- 第7条 ほこみち利用者が multi-BASE（以下、本条において「本施設」という。）の利用を希望する場合は、「利用申請書【multi-BASE】」（別紙5）をまち協事務局へメールで提出することとする。なお、利用申請から利用終了までの手順は、別図3（multi-BASE 及びイベント等でほこみちエリアを利用する場合の手順）のとおりとする。
- 2 ほこみち利用者から本施設の利用申請があった場合、まち協は事前審査の上、まち協役員会に諮り利用の決定を行う。この時、まち協は必要に応じてまち協役員会にほこみち利用者の出席を要請することができる。
 - 3 まち協は、本条第1項の申請内容が、本規約第4条第1項に該当すると判断できる場合、利用を承認することができる。
 - 4 ほこみち利用者は、前項の承認を受けた後、「multi-BASE 利用承諾書」（別紙6）をまち協に提出すると共に、本規約第9条に定めるほこみち協力金を支払うものとする。
 - 5 まち協は、ほこみち利用者より前項のほこみち協力金の支払いが確認できた後に、「まち協占有施設及びほこみちエリア利用許可証」（別紙9）を発行するものとする。
 - 6 ほこみち利用者が本施設の利用を希望する場合、管轄警察署への道路使用許可申請等の必要な手続きについては、ほこみち利用者が実施するものとする。
 - 7 本規約第5条第10項から第13項の規定は、本条においても適用するものとする。

(イベント等の実施)

- 第8条 ほこみち利用者がイベント等の実施のためのほこみちエリアの利用（以下、本条において「イベント実施」という。）を希望する場合は、「利用申請書【イベント等の実施のためのほこみちエリアの利用】」（別紙7）をまち協事務局へメールで提出することとする。なお、利用申請から利用終了までの手順は、別図3（multi-BASE 及びイベント等でほこみちエリアを利用する場合の手順）のとおりとする。
- 2 イベント実施をする場合、地域のまちづくりに寄与するというほこみち制度の趣旨を鑑み、次の各号を満たすものとする。
 - 一 沿道交通や歩行者の安全性を十分配慮した上で、まちづくりや景観に留意したものとする
 - 二 十分な運営ができる体制を整備すること

- 三 通行者等に開かれた内容であること
- 四 まちづくり、景観の視点から、まち協が適すると判断したものであること
- 3 次の各号に該当するイベント実施については許可しないものとする。
 - 一 宗教、宗教団体の広告や布教を目的とするもの
 - 二 求人募集を目的とするもの
 - 三 政治宣伝を目的とするもの（選挙運動期間は除く）
- 4 ほこみち利用者からイベント実施の申請があった場合、まち協は事前審査の上、まち協役員会に諮り利用の決定を行う。この時、まち協は必要に応じてまち協役員会にほこみち利用者の出席を要請することができる。
- 5 まち協は、本条第1項の申請内容が、本条第2項並びに本規約第4条第1項に該当すると判断できる場合、利用を承認することができる。
- 6 ほこみち利用者は、前項の承認を受けた後、「イベント等実施のためのほこみちエリア利用承諾書」（別紙8）をまち協に提出すると共に、本規約第9条に定めるほこみち協力金を支払うものとする。
- 7 まち協は、ほこみち利用者より前項のほこみち協力金の支払いが確認できた後に、「まち協占用施設及びほこみちエリア利用許可証」（別紙9）を発行するものとする。
- 8 ほこみち利用者がイベント実施を希望する場合、管轄警察署への道路使用許可申請等の必要な手続きについては、ほこみち利用者が実施するものとする。
- 9 イベント実施内容が隣接する沿道店舗の業種と類似する場合、並びに音響設備等を利用する場合は、ほこみち利用者より影響のある隣接沿道店舗に説明を行い、承認を得なければならない。
- 10 本規約第5条第10項から第14項の規定は、本条においても適用するものとする。
- 11 前項の規定によらない雨天時等のイベント実施中止の判断は、ほこみち利用者が行うものとする。

（ほこみち協力金）

- 第9条 ほこみち利用者は別表に定めるほこみち協力金をまち協に納めるものとする。
- 2 まち協はほこみち協力金を次の各号に定める項目に充当するものとする。
 - 一 道路占用料（道路管理者）
 - 二 道路使用料（管轄警察署）
 - 三 対象区域内歩道路面を良好な状態に保つための日常の清掃及び軽微な補修に係る費用
 - 四 植栽の良好な維持管理に係る費用
 - 五 沿道のにぎわいに寄与するイベント実施に係る費用
 - 六 その他、ほこみちの運営体制の確保に必要な費用（人件費、物件費、賃借料、諸雑費等）
 - 3 ほこみち協力金に係る事業報告及び決算報告は、まち協が毎年開催する定期総会にて報告するものとし、ほこみち協力金の収支状況を公開するなど透明性を確保するものとする。
 - 4 ほこみち協力金の額については、随時見直しができるものとし、その額はまち協が毎年開催する定期総会または臨時総会にて決定するものとする。
 - 5 まち協は、利用目的に応じて、ほこみち協力金のうち利用料の減免をすることができるものとする。

- 6 本規約第5条第13項、または第6条第11項、第7条第7項、第8条第10項のうち第5条第13項を適用するものに規定する命令に基づきほこみち利用が中止された場合、まち協はほこみち協力金の一部をほこみち利用者に返還できるものとする。

（利用の解除）

- 第10条 まち協は、ほこみち利用者が次に掲げる義務に違反した場合、利用を解除するものとする。
- 一 本規約第5条第11項、または第6条第11項、第7条第7項、第8条第10項のうち第5条第11項を適用するものに規定する利用権の譲渡、及び転貸を行った場合
 - 二 本規約第5条第13項、または第6条第11項、第7条第7項、第8条第10項のうち第5条第13項を適用するものに規定する利用中止命令に従わない場合
 - 三 本規約第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項について、虚偽の申請を行った場合。また、申請内容と異なる利用を行った場合
 - 四 本規約第9条に規定するほこみち協力金を支払わない場合
 - 五 その他、本規約及び「利用承諾書」（別紙2、別紙4、別紙6、及び別紙8）に違反した場合や、社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合
- 2 前項に基づき、利用を解除した場合、まち協はほこみち協力金をほこみち利用者に返還しないものとする。
- 3 ほこみち利用者の事情により利用解除の申請があった場合、以下のとおり、まち協はほこみち協力金の一部をほこみち利用者に返還するものとする。なお、返還に係る振込手数料は、ほこみち利用者の負担とする。
- 一 利用日の30日前までの利用解除の場合、ほこみち協力金の7割を返還する
 - 二 利用日の29日前から利用7日前までの利用解除の場合、ほこみち協力金の5割を返還する
 - 三 利用日の6日前から利用日当日以降の利用解除の場合、ほこみち協力金の返還はできない
- 4 天災その他不可抗力等が原因でほこみちエリアが利用できない場合については、双方協議の上、利用の解除やほこみち協力金の返還割合を決めるものとする。

（損害賠償責任）

- 第11条 ほこみち利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、ほこみち利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。
- 2 本規約第6条第11項のうち第5条第10項を適用するものの規定に基づき、ほこみち利用者が自ら準備する施設に関する第三者への損害等については、まち協はその責任を負わないものとする。

（その他）

- 第12条 本規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、まち協役員会にて協議を行い決定するものとする。

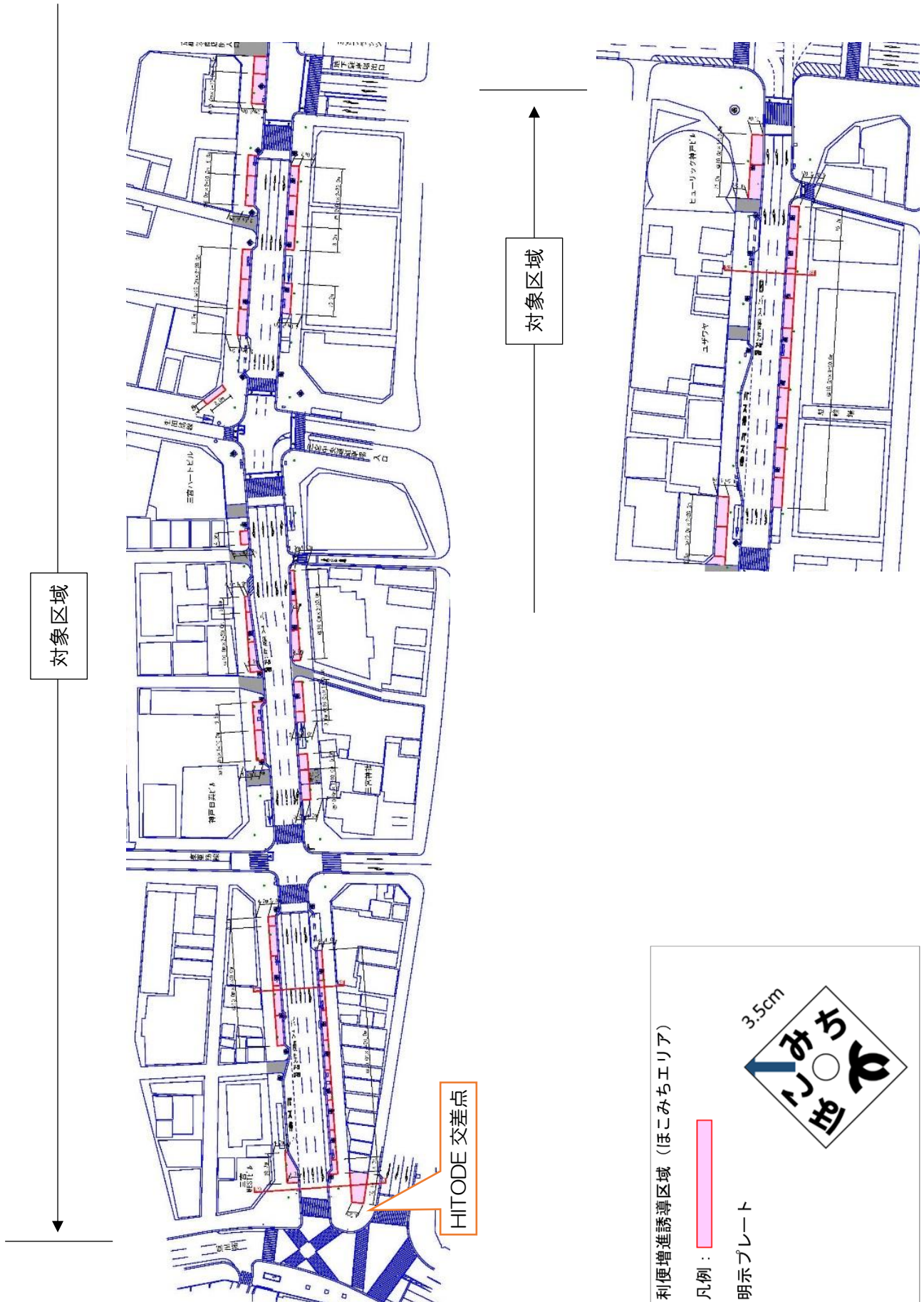
- 2 まち協占用施設及びほこみちエリア利用に際し、まち協とほこみち利用者との間で特別な取り決めを行う場合は、「確認書」（別紙１０）をほこみち利用者が提出するものとする。

付 則

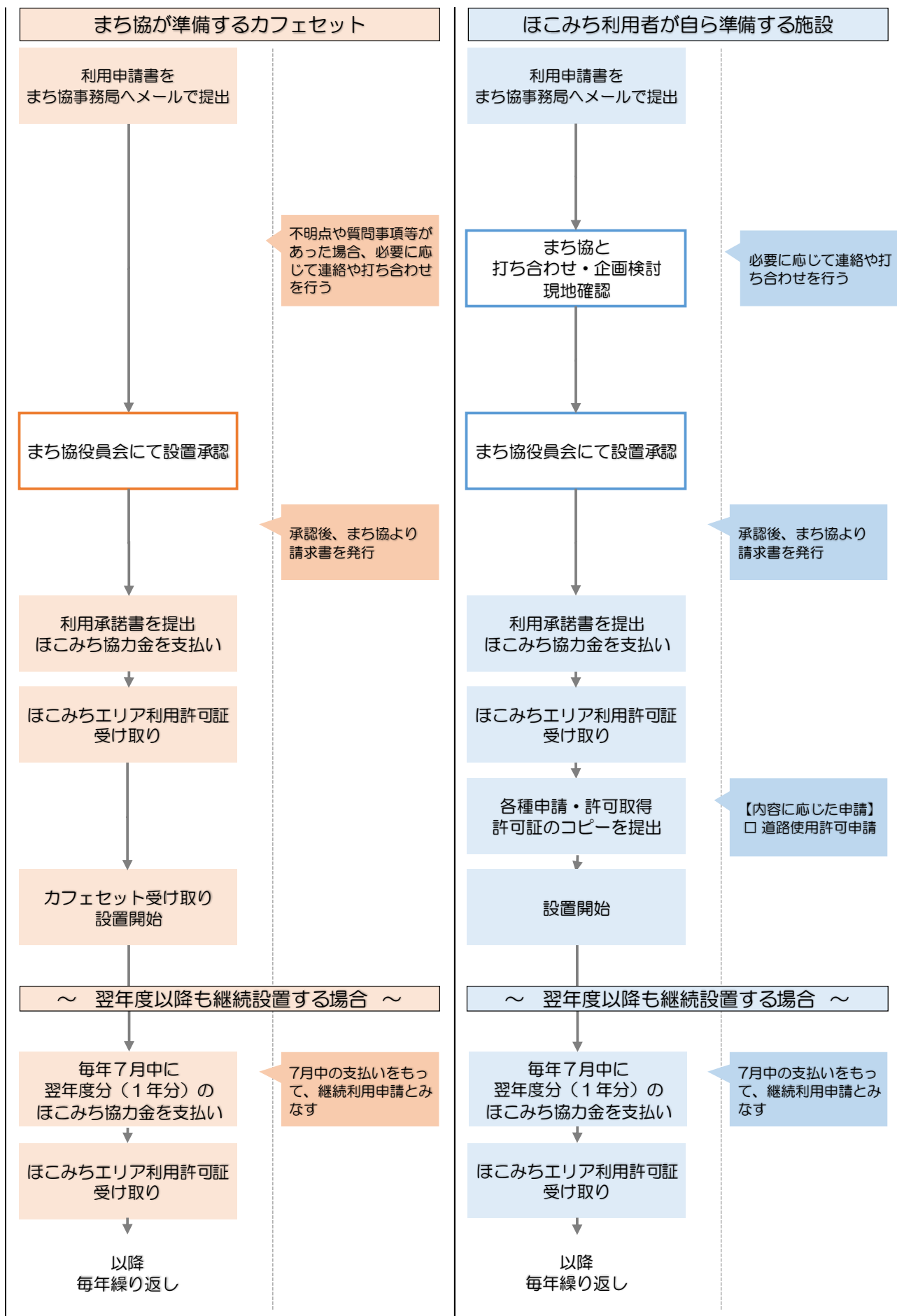
（施行期日）

- 1 本規約は、令和５年４月１日から施行することとする。
- 2 本規約は、令和６年１月１５日に変更し施行することとする。

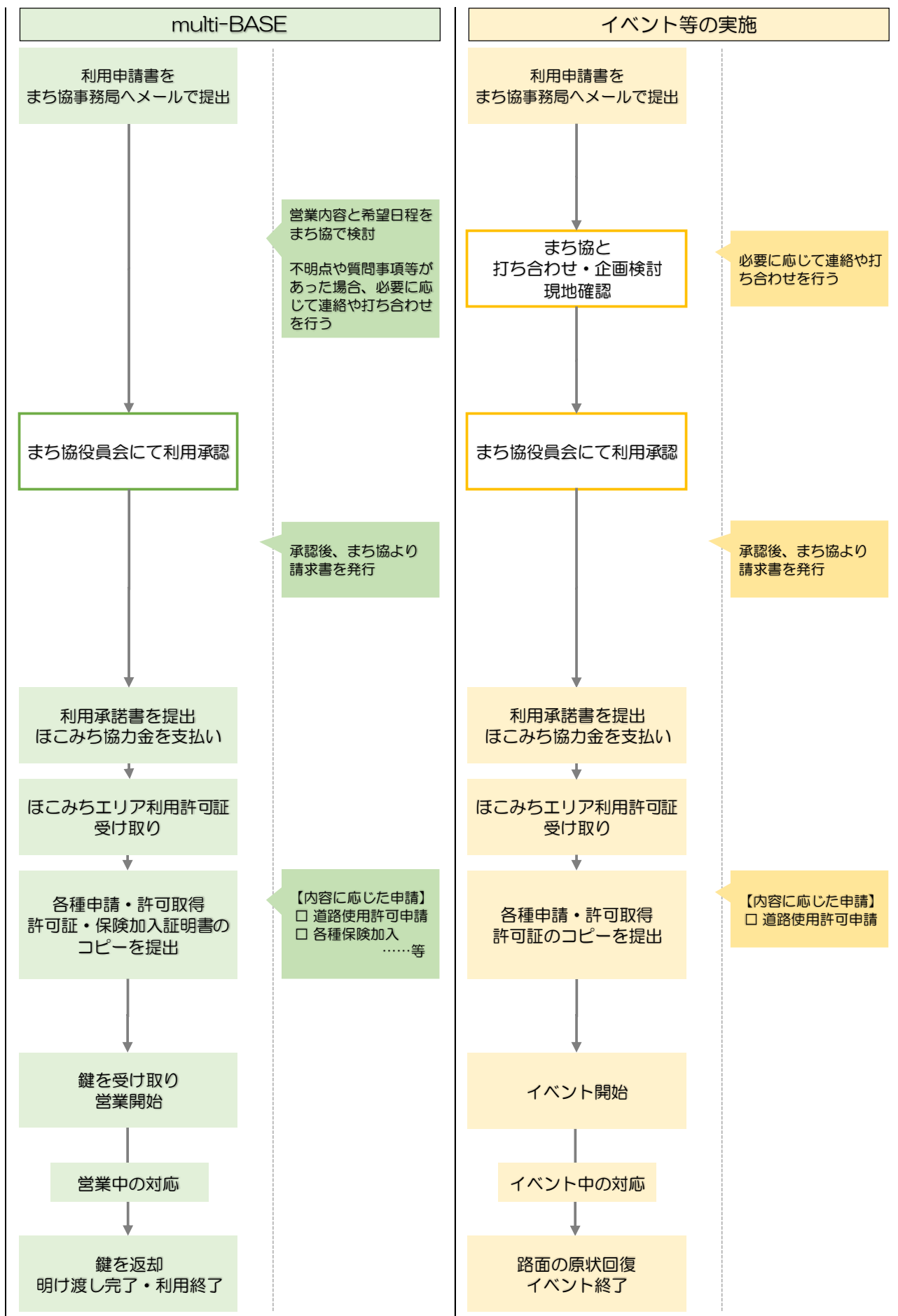
《別図1》対象区域・ほこみちエリア



《別図2》オープンカフェ施設を利用する場合の手順



《別図3》multi-BASE 及びイベント等でほこみちエリアを利用する場合の手順



《別表》ほこみち協力金

1. オープンカフェ施設を利用する場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料	1,700 円/㎡・月	■ 年単位で支払うものとし、催告なくとも毎年7月中に、4月から3月末までの1年分を一括して支払うものとする。新たに同施設の利用を開始する場合、利用開始月からの月割り分を支払うものとする ■ ほこみち利用者の事情により年の途中で利用を終了する場合、ほこみち協力金の返還はできないものとする
事務手数料	上記に含む	まち協が実施

2. multi-BASE の利用の場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料	100,000 円/週	■ HITODE 交差点内のほこみちエリアの利用料を含む
事務手数料	5,000 円/回	

※ 利用目的に応じ、利用料は減免できる場合があります。

3. イベント等の実施（HITODE 交差点を除く）の場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料（ほこみちエリア）	15,000 円/週	■ 10m程度まで
事務手数料	上記に含む	

※ 利用目的に応じ、利用料は減免できる場合があります。

三宮中央通りまちづくり協議会

利用申請書【オープンカフェ施設(まち協が準備するカフェセット)】

この度は、オープンカフェ施設の設置をご検討くださりありがとうございます。
以下の必要事項を全てご記入の上、以下の連絡先までメールでお送りください。
担当者より折り返しご連絡させていただきます。

連絡先：三宮中央通りまちづくり協議会事務局 sannomiya.chuodori@gmail.com

どちらか1つに○をつけてください。

新規申請 ・ 利用更新

申請日	年 月 日 ()
店舗名	
事業者名(代表者名)	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
希望設置基数	※カフェセット1基・・・テーブル1台、イス2脚、パラソル1本のセット
希望設置開始日	年 月 日 ()
その他ご質問やご相談事項があればご記入ください。	

《別紙 2》

三宮中央通りまちづくり協議会
会長 永田 耕一 殿

オープンカフェ施設（まち協が準備するカフェセット）利用承諾書

別紙利用規約及び下記内容を了承し、本施設の設置を申し込みます。

（定義）

1. 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約（以下、「利用規約」という。）」第 2 条に定めるところとする。

（利用方法）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

（申請内容の変更）

1. 利用者は、利用内容に変更のあった場合速やかにまち協に申請を行い、必要な手続きを行うこととする。

（ほこみち協力金）

1. 利用者は、本施設の設置にかかる利用料として 1 ヶ月 1,700 円（事務手数料を含む）のほこみち協力金をまち協に支払うものとする。
2. 利用者は、本施設の設置にかかるほこみち協力金を年単位で支払うものとし、催告なくとも毎年 7 月中に、4 月から翌 3 月末までの 1 年分を一括して、指定の銀行口座に振り込むものとする。年の途中から新たに設置を開始する場合は、利用開始月からの月割り分を支払うものとする。
3. 利用者の事情により年の途中で利用を終了する場合、ほこみち協力金の返還はできないものとする。

（費用負担）

1. 利用者は、①本施設の清掃に係る費用、②利用者の故意又は過失に基づく本施設の破損等により発生する修繕費用等を負担するものとする。

（損害賠償責任）

1. 利用規約第 1 条第 1 項の規定に基づき、利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。

（保険の加入）

1. 利用者は、損害賠償責任など、自らの責任においてトラブルを解決するために必要と想定される保険へ利用者の判断において加入するものとする。

（免責）

1. 利用者は、本施設の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。

（利用の解除）

1. まち協は、利用者が①利用権の譲渡及び転貸を行った場合、②利用中止命令に従わない場合、③虚偽の申請を行った又は申請内容と異なる利用を行った場合、④ほこみち協力金を支払わない場合、⑤その他利用規約に違反した利用や社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合、利用を解除するものとする。
2. 利用を解除した場合、まち協は、ほこみち協力金を利用者に返還しないものとする。

（明渡し）

1. 利用者は、利用期間終了後に、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用は利用者の負担とする。

年 月 日

住所 _____

署名（事業者名） _____

※本人自署の場合は押印不要

三宮中央通りまちづくり協議会

利用申請書

【オープンカフェ施設(ほこみち利用者が自ら準備する施設)】

この度は、オープンカフェ施設の設置をご検討くださりありがとうございます。
以下の必要事項を全てご記入の上、以下の連絡先までメールでお送りください。
担当者より折り返しご連絡させていただきます。

連絡先：三宮中央通りまちづくり協議会事務局 sannomiya.chuodori@gmail.com

どちらか1つに○をつけてください。	
新規申請	・ 利用更新

申請日	年 月 日 ()
店舗名	
事業者名(代表者名)	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
希望設置開始日	年 月 日 ()
詳細(可能な限り詳しくご記入ください。図面等は別途添付してください。)	
その他ご質問やご相談事項があればご記入ください。	

《別紙 4》

三宮中央通りまちづくり協議会
会長 永田 耕一 殿

オープンカフェ施設（ほこみち利用者が自ら準備する施設）利用承諾書

別紙利用規約及び下記内容を了承し、本施設の設置を申し込みます。

（定義）

1. 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約（以下、「利用規約」という。）」第2条に定めるところとする。

（利用方法）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

（申請内容の変更）

1. 利用者は、設置内容に変更のあった場合速やかにまち協に申請を行い、必要な手続きを行うこととする。

（ほこみち協力金）

4. 利用者は、本施設の設置にかかる利用料として1ヶ月1,700円（事務手数料を含む）のほこみち協力金をまち協に支払うものとする。
5. 利用者は、本施設の設置にかかるほこみち協力金を年単位で支払うものとし、催告なくとも毎年7月中に、4月から翌3月末までの1年分を一括して、指定の銀行口座に振り込むものとする。年の途中から新たに設置を開始する場合は、利用開始月からの月割り分を支払うものとする。
6. 利用者の事情により年の途中で利用を終了する場合、ほこみち協力金の返還はできないものとする。

（費用負担）

1. 利用者は、①利用者が自ら準備する本施設的制作及び設置に係る費用、②本施設の清掃に係る費用、③本施設の破損等により発生する修繕費用等を負担するものとする。

（損害賠償責任）

1. 利用規約第11条第1項の規定に基づき、利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。
2. 利用規約第11条第2項の規定に基づき、利用者が自ら準備する施設に関する第三者への損害等については、まち協はその責任を負わないものとする。

（保険の加入）

1. 利用者は、損害賠償責任など、自らの責任においてトラブルを解決するために必要と想定される保険へ利用者の判断において加入するものとする。

（免責）

1. 利用者は、本施設の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。

（利用の解除）

1. まち協は、利用者が①利用権の譲渡及び転貸を行った場合、②利用中止命令に従わない場合、③虚偽の申請を行った又は申請内容と異なる利用を行った場合、④ほこみち協力金を支払わない場合、⑤その他利用規約に違反した利用や社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合、利用を解除するものとする。
2. 利用を解除した場合、まち協は、ほこみち協力金を利用者に返還しないものとする。

（明渡し）

1. 利用者は、利用期間終了後に、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用は利用者の負担とする。

年 月 日

住所 _____

署名（事業者名） _____

※本人自署の場合は押印不要

**三宮中央通りまちづくり協議会
利用申請書【multi-BASE】**

この度は、multi-BASEの利用をご検討くださりありがとうございます。
以下の必要事項を全てご記入の上、以下の連絡先までメールでお送りください。
担当者より折り返しご連絡させていただきます。

連絡先：三宮中央通りまちづくり協議会事務局 sannomiya.chuodori@gmail.com

申請日	年 月 日 ()
団体名	
事業者名(代表者名)	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
ホームページURL	
住所	〒
希望実施日数	週間(日間)
希望利用時期	第1希望 年 月 日()～ 月 日()
	第2希望 年 月 日()～ 月 日()
	第3希望 年 月 日()～ 月 日()
利用形態(該当するものに○をつけてください。複数回答可。)	
販売 展示 飲食物 アパレル 小物 イートイン テイクアウト イベント	
詳細(可能な限り詳しくご記入ください。図面等は別途添付してください。)	
その他ご質問やご相談事項があればご記入ください。	

《別紙 6》

三宮中央通りまちづくり協議会
会長 永田 耕一 殿

multi-BASE 利用承諾書

別紙利用規約及び下記内容を了承し、本施設の設置を申し込みます。

（定義）

1. 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約（以下、「利用規約」という。）」第 2 条に定めるとおりとする。

（利用方法）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

（申請内容の変更）

1. 利用者は、利用日時又は内容に変更のあった場合速やかにまち協に申請を行い、必要な手続きを行うこととする。

（ほこみち協力金）

1. multi-BASE の利用者は、利用料として 1 週間 105,000 円（事務手数料を含む）のほこみち協力金をまち協に支払うものとする。
2. ほこみち協力金は、利用の承認後 1 週間以内に、指定の銀行口座に振り込むものとする。

（費用負担）

1. 利用者は、①利用期間内の清掃に係る費用、②利用者が申しまち協が了承した設置物等の費用、③利用者の故意又は過失に基づく multi-BASE の破損等により発生する修繕費用等を負担するものとする。
2. multi-BASE の電気水道等の光熱費はまち協が負担するものとするが、過剰な利用が認められるとまち協が判断した場合、利用者にその負担を求めることがある。

（損害賠償責任）

1. 利用規約第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。

（保険の加入）

1. 利用者は、損害賠償責任保険に加入し、まち協へ加入証明書（コピー）を提出するものとする。
2. 利用者は、損害賠償責任保険の他、自らの責任においてトラブルを解決するために必要と想定される保険へ利用者の判断において加入するものとする。

（免責）

1. 利用者は、multi-BASE 利用中の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。

（利用の解除）

1. まち協は、利用者が①利用権の譲渡及び転貸を行った場合、②利用中止命令に従わない場合、③虚偽の申請を行った又は申請内容と異なる利用を行った場合、④ほこみち協力金を支払わない場合、⑤その他利用規約に違反した利用や社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合、利用を解除するものとする。
2. 利用を解除した場合、まち協は、ほこみち協力金を利用者に返還しないものとする。

（明渡し）

1. 利用者は、利用期間終了後に、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用は利用者の負担とする。

年 月 日

住所 _____

署名（事業者名） _____

※本人自署の場合は押印不要

《別紙 7》

三宮中央通りまちづくり協議会

利用申請書【イベント等の実施のためのほこみちエリアの利用】

この度は、イベント等の実施をご検討くださりありがとうございます。
以下の必要事項を全てご記入の上、以下の連絡先までメールでお送りください。
担当者より折り返しご連絡させていただきます。

連絡先：三宮中央通りまちづくり協議会事務局 sannomiya.chuodori@gmail.com

申請日	年 月 日 ()
団体名	
事業者名(代表者名)	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
ホームページURL	
住所	〒
希望実施日数	週間(日間)
希望実施時期	年 月 日()～ 月 日()
希望実施場所 (ほこみちエリア内)	(例)〇〇前～△△前までのほこみちエリア内
利用形態(該当するものに○をつけてください。複数回答可。)	
販売 展示 飲食物 アパレル 小物 イートイン テイクアウト イベント	
詳細(可能な限り詳しくご記入ください。図面等は別途添付してください。)	
その他ご質問やご相談事項があればご記入ください。	

《別紙 8》

三宮中央通りまちづくり協議会
会長 永田 耕一 殿

イベント等実施のためのほこみちエリアの利用承諾書

別紙利用規約及び下記内容を了承し、本施設の設置を申し込みます。

（定義）

1. 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約（以下、「利用規約」という。）」第 2 条に定めるとおりとする。

（利用方法）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

（申請内容の変更）

1. 利用者は、利用日時又は内容に変更のあった場合速やかにまち協に申請を行い、必要な手続きを行うこととする。

（ほこみち協力金）

1. イベント等の実施のためのほこみちエリアの利用者は、利用料として 1 週間 15,000 円（事務手数料を含む）のほこみち協力金をまち協に支払うものとする。
2. ほこみち協力金は、利用の承認後 1 週間以内に、指定の銀行口座に振り込むものとする。

（費用負担）

1. 利用者は、①利用期間内の清掃に係る費用、②利用者が申しまち協が了承した設置物等の費用、③利用者の故意又は過失に基づく道路付属物の破損等により発生する修繕費用等を負担するものとする。

（損害賠償責任）

1. 利用規約第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。

（保険の加入）

1. 利用者は、損害賠償責任など、自らの責任においてトラブルを解決するために必要と想定される保険へ利用者の判断において加入するものとする。

（免責）

1. 利用者は、イベント等の実施中の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。

（利用の解除）

1. まち協は、利用者が①利用権の譲渡及び転貸を行った場合、②利用中止命令に従わない場合、③虚偽の申請を行った又は申請内容と異なる利用を行った場合、④ほこみち協力金を支払わない場合、⑤その他利用規約に違反した利用や社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合、利用を解除するものとする。
2. 利用を解除した場合、まち協は、ほこみち協力金を利用者に返還しないものとする。

（明渡し）

1. 利用者は、利用期間終了後に、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用は利用者の負担とする。

別紙利用規約及び上記内容を了承し、イベント等の実施のためのほこみちエリアの利用を申し込みます。

年 月 日

住所 _____

署名（事業者名） _____

※本人自署の場合は押印不要

様

まち協占用施設及びほこみちエリア利用許可証

貴殿又は貴社より申請のあったまち協占用施設及びほこみちエリアの利用について、下記の条件の下、利用を許可いたします。

記

1. 利 用 場 所 :
2. 利 用 目 的 :
3. 利 用 期 間 : 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
4. 利 用 条 件 : ほこみち利用規約及び利用承諾書を遵守すること
5. 協力金の支払い : 請求書に記載の支払い期日を遵守すること

その他条件等

以上

年 月 日

神戸市中央区三宮町 3 丁目 1 番 4 号

三宮中央通りまちづくり協議会
会長 永田 耕一

《別紙 10》

三宮中央通りまちづくり協議会

会長 永田 耕一 殿

確 認 書

私は下記内容を確認し、まち協占用施設及びほこみちエリアの利用を申請します。

記

1.

2.

3.

※ 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約」第2条に定めるとおりとする。

以上

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

印